

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）28条5項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和元年9月9日付保護申請却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った法28条5項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張する。

処分庁は、本件申請について、保護を開始するために必要な説明や事実関係等の確認に当たり、書類を請求人に送付したり、母を通じての確認等の方法によって面接調査に代替したりするといった試みをいっさい行うことなく、請求人が担当職員との面談に応ずることができないという一事をもって、本件処分を却下したものである。このような却下処分が認められるのであれば、担当職員との面談によって病状悪化が不可避の状態にある請求人は、生活保護を利用することができなくなるものであり、請求人の生活保護申請権を侵害する違法・不当な処分であることは明白というほかない。

なお、処分庁は、平成27年及び平成28年当時の過去の請求人の保護期間中の経緯を挙げ、請求人との書類のやりとり等では請求人との面接を代替できず、資産及び収入状況、健康状態等を確認する目的が達成できないと弁明するが、本件申請の適否を判断するに当たって、過去の経緯を持ち出すこと自体失当も甚だしい。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年11月19日	諮問
令和2年12月24日	審議（第50回第3部会）
令和3年1月14日	審議（第51回第3部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定し、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。

##### (2) 保護の開始の申請・決定

法24条1項は、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申請書を

保護の実施機関に提出しなければならないとしている。

また、法 24 条 2 項は、同条 1 項の申請書には、添付することができない特別の事情があるときを除き、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類を添付しなければならないものとしている。

法 24 条 3 項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないと規定し、同条 4 項は、3 項の書面には、決定の理由を付さなければならないとする。

### (3) 実施機関による調査

法 28 条 1 項は、保護の実施機関は、保護の決定等のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、当該要保護者に対して、報告を求め、又は当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させることができるものとしており、同条 5 項は、保護の実施機関は、要保護者が同条 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避するときは、保護の開始の申請を却下することができるものとしている。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 12・1 は、要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的として、世帯の状況に応じ、訪問を行うこととし、同・(1) は、申請時等の訪問について、保護の開始又は変更の申請等のあった場合は、申請書等を受理した日から 1 週間以内に訪問し、実地に調査することとしている。

「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付厚生労

働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。) 問13-37(答)は、調査に必要な要保護者の協力が得られないような場合には、その調査が必要な理由及び必要な協力の具体的内容について懇切丁寧に説明し、それでもなお協力が得られないのであれば、決定に必要な事実が明らかとならないから、実施機関は事実上決定ができないので、そのような場合は、調査が完了し、困窮の事実が明らかとなるまでは保護の決定を行うべきでないとし、要保護者があくまで調査を拒み、妨げるときは、法28条5項に基づき申請却下等の措置をとることとなるとしている。

なお、次官通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による処理基準である。また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するために発出されたものである。

## 2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、本件申請を受けて、請求人に係る保護の要否を判断するに当たっては、過去の経緯等も踏まえた上で、請求人に対する訪問調査が必要である旨を臨時ケース診断会議にて決定し、担当職員は、請求人が対応を拒んでいたことから、請求人との窓口となっていた母に対して、請求人の生活状況や重い病状を把握しないと保護を開始すべきかの判断ができないため、請求人と対面し生活状況等を確認する訪問調査が欠かせない旨伝えたが、母からは訪問調査には応じられない旨回答があった(同)ことが認められる。

そうすると、保護の開始に当たっては、要保護者の生活状況等を把握することを目的として、その申請書等を受理した日から1週間以内に訪問を行い、実地に調査することとし(第6・1・(3))、調査に対して請求人が拒み協力が得られず、保護の決定に必要な事実が明らかとならない場合は、法28条5項に基づき申請却下等の

措置をとることとなるとされているのであるから（同）、処分庁が、請求人に対する訪問調査ができず、請求人の生活実態等が明らかにできないことを理由として、法２８条５項の規定に基づき本件処分を行ったことに、違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第３のとおり、本件処分に違法又は不当である旨主張する。しかし、処分庁が、法令等の定めに則り、本件処分を行ったことは、上記２のとおりである。

よって、請求人の主張には理由がないというほかはない。

なお、請求人は、処分庁が平成２７年及び平成２８年の請求人の保護期間中の経緯等を踏まえて本件処分を行ったことを失当である旨主張する。しかし、請求人の意思確認や自立支援に向けた指導等が困難であった過去２回の保護期間における状況からすれば、処分庁が、過去の経緯における状況等も踏まえて判断したことには一定の合理性があり、請求人の主張は当たらない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成